

島根で賃金引上げに取り組む事業主の皆さまへ

業務改善助成金が活用しやすくなります！

～令和7年9月5日から内容を一部変更します～

変更のポイント①

対象事業者の範囲を**拡充**します。

変更のポイント②

賃金引上げ計画の**事前提出が省略可能**となります。

変更のポイント①～対象事業者の範囲の拡充について～

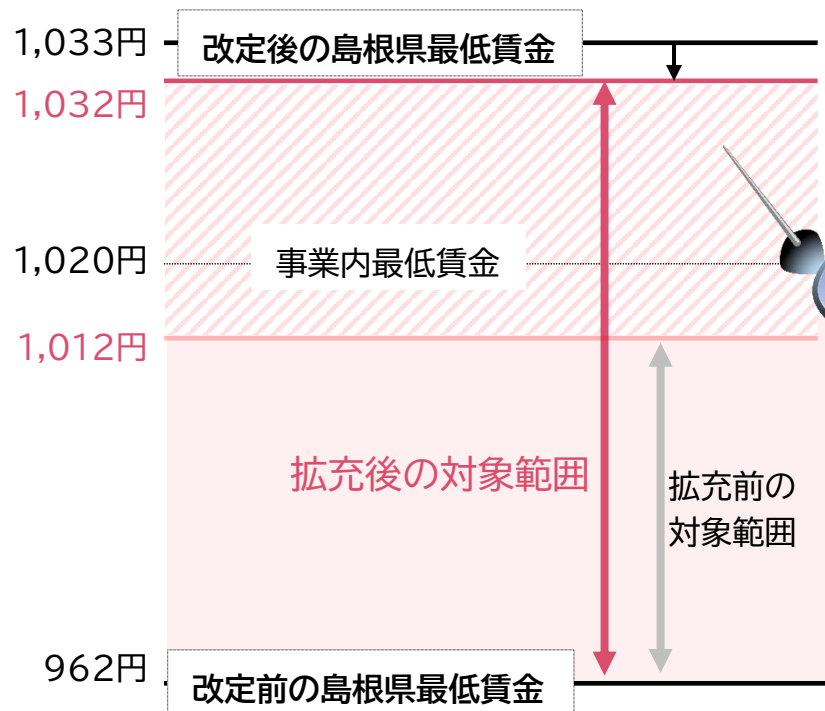
事業場内最低賃金が**時間額1,033円※1未満**の事業者が、令和7年9月5日から**令和7年11月16日※2まで**に賃金を引き上げる場合、助成金の対象となります。

(変更前…事業場内最低賃金が時間額1,012円までの事業者が対象)

※1…令和7年度改定後の島根県最低賃金額

※2…令和7年度改定後の島根県最低賃金の発効日の前日

(変更後の対象事業者の範囲)



これまで対象外だった、事業内最低賃金が**1,013円～1,032円**の事業者も対象となります！

事業場内最低賃金が**1,032円**(改定後島根県最低賃金未満)までの事業者が対象となります。

※ 事業場内最低賃金が改定後島根県最低賃金と同額(=1,033円)の場合は対象外

変更のポイント②は裏面をご覧ください。➡

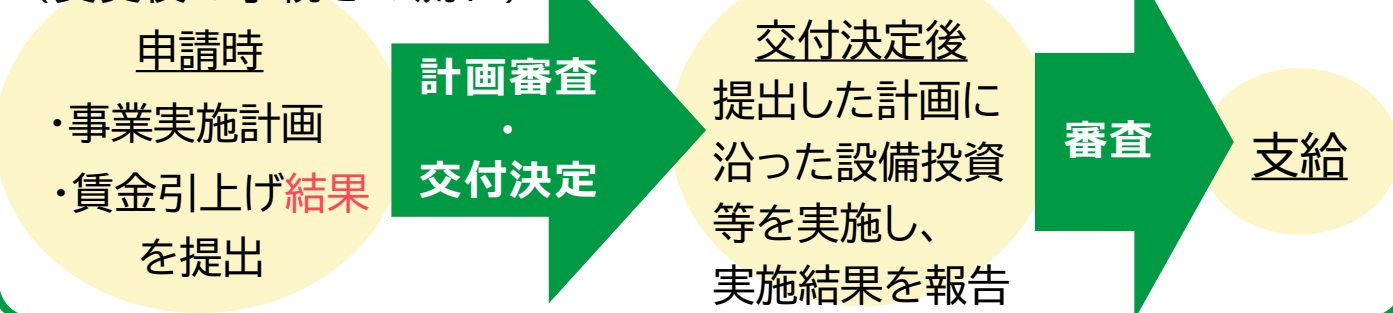
変更のポイント②～賃金引上げ後の申請が可能に～

令和7年9月5日から令和7年11月16日まで※に賃金引上げを実施する場合、申請時の賃金引上げ計画の提出は不要となりました。

これにより、賃金引上げ後に申請を行うことが可能となります。
(変更前…申請前に賃金引上げ計画を作成し、申請後に賃金を引上げることが必要)

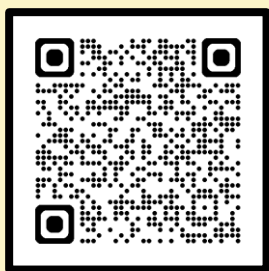
※…令和7年度改定後の島根県最低賃金の発効日の前日まで。同期間以外の賃金引上げは一切対象となりませんのでご注意ください。

(変更後の手続きの流れ)



業務改善助成金って？～紹介動画等～

業務改善助成金の概要を動画でチェック！↓↓↓

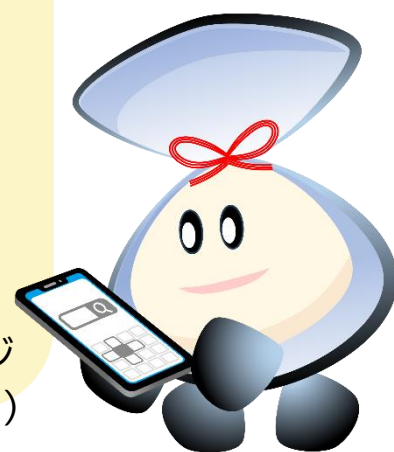


(厚労省最低賃金特設サイト)

業務改善助成金について詳しくはこちら↓↓↓



(島根労働局ホームページ業務改善助成金について)



「賃上げ」支援助成金パッケージ

厚生労働省はこの他にも、「賃上げ」を支援する様々な助成金を『「賃上げ」支援助成金パッケージ』としてご紹介しています。

厚労省HP「賃上げ」支援助成金パッケージ➡

